明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学二八）　二

〔規則〕

○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一二三―三〇）　二

○人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（同一〇―四―二九）　二

〔告示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務二八二）　三

○核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約へのザンビア共和国の加入に関する件（外務一八四）　三

○ヴァイシガノ橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八五）　三

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの輸入数量を告示する件（財務一五四）　三

○平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（同一五五）　三

○平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同一五六）　四

○平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（同一五七）　四

○関税暫定措置法別表第一の六の二の項に係る物品についての平成二十九年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件（同一五八）　四

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十九年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（同一五九）　四

○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十九年度における発動基準数量を定める件（同一六〇）　四

○大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部を改正する件（文部科学八四）　四

○技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件（同八五）　四

○肥料の登録が失効した件（農林水産九一三）　五

○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業一三三）　五

○信号符字を点附した件（国土交通五八四）　六

○信号符字を取り消した件（同五八五）　六

○船舶国籍証書は無効となった件（同五八六）　六

○船舶国籍証書を無効とした件（同五八七）　六

○道路に関する件（東北地方整備局一六三～一六五）　六

○道路に関する件（関東地方整備局二〇二）　七

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中部地方整備局六一）　八

○道路に関する件（四国地方整備局五二、五三）　八

〔国会事項〕

内閣　八

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

労働　九

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔公告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、土地家屋調査士法人懲戒処分、宅地建物取引業大臣免許の取消処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　三〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他